

# 20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんな  
で支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は 20 歳以  
上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。  
20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

Q. 1

国民年金の加入手続きは、  
いつ、どこですか？

A. 20 歳になったら、お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金  
担当窓口で手続きしてください。

●窓口に来ることができない場合は、郵送による手続きも可能です。

Q. 2

毎月の保険料はいくら？

A. 月額 16,410 円(令和元年度)です。

Q. 3

保険料を安くする方法は  
あるの？

A. あります！前納制度をご利用ください。

●保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引になります。  
※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。

Q. 4

年金額をお得に増やすには？

A. 16,410 円の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、  
老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

●付加年金の年金額は「200 円×納付月数」で計算されます。  
例えば付加保険料を 10 年間納付して、65 歳から 80 歳(15 年間)になるまで付加年金を  
受け取ると、  
付加保険料納付額…400 円×120 月=48,000 円  
付加年金額……………200 円×120 月×15 年=360,000 円 です。312,000 円もお得！  
※付加保険料を納めるには、付加保険料の申し込みが必要です。

Q.5

将来年金を受け取る以外になにかメリットはあるの？

A. 保険料と付加保険料が社会保険控除の対象になります。

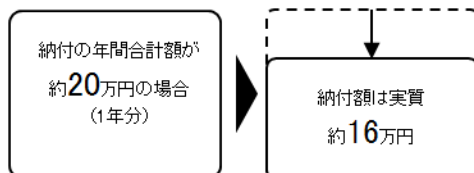
納付すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます

【課税所得金額が約300万円の場合】

所得税・住民税が最大約4万円軽減されます！

このほか、生涯にわたり年金額も増えます。  
(年約2万円)

※ 所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算



注1 保険料と付加保険料は社会保険料控除の対象となりますので確定申告 又は 年末調整の手続きが必要です。  
注2 所得等により、軽減されない場合があります。

Q.6

毎月 16,410 円は払えない。どうすればいいの？

A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。  
市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へご相談ください。

● 手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

産前産後  
免除制度

● 産前産後期間の保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後の免除期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

学生納付  
特例制度

● 学生の方の保険料納付が猶予されます

学生納付特例の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

● 所得のめやす

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

扶養親族等の数×38万円+118万円

納付猶予  
制度

● 50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます

納付猶予の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

● 所得のめやす

本人、配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

※ 学生の方はこの制度をご利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service